

令和 4 年度名古屋市教育委員会第40号議案

名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、以下の規則について、観覧料等の減免に関する規定の整理を行います。

- (1) 名古屋市美術館条例施行規則
- (2) 名古屋市科学館条例施行規則
- (3) 名古屋市生涯学習センター条例施行規則
- (4) 名古屋市女性会館条例施行規則
- (5) 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和 5 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(名古屋市美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 名古屋市美術館条例施行規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市科学館条例施行規則の一部改正)

第2条 名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第3条 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市女性会館条例施行規則の一部改正)

第4条 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部改正）

第5条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市美術館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（観覧料の減免） 第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 （1）～（6） （略） （7） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が<u>主務大臣</u>が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） （8）～（9） （略） 2 （略）	（観覧料の減免） 第5条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 （1）～（6） （略） （7） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） （8）～（9） （略） 2 （略）

2 名古屋市科学館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（観覧料の減免）	（観覧料の減免）

第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(6) (略) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が<u>主務大臣</u>が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） (8)～(9) (略) 2 (略)	第9条 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳又は受給者証のいずれかの交付を受けている者とする。 (1)～(6) (略) (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。） (8)～(9) (略) 2 (略)
--	--

3 名古屋市生涯学習センター条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(利用料金の減免) 第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該	(利用料金の減免) 第11条 条例第5条の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）のいずれかの交付を受けている者が乗車している普通自動車を駐車するため、当該

手帳等を係員に提示し確認を受けて 駐車場を使用するとき。 ア～カ （略） キ 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律（ 平成17年法律第123号。以下「障 害者総合支援法」という。）第22 条第8項に規定する障害福祉サー ビス受給者証（障害者総合支援法 第4条第1項の政令で定める特殊 の疾病による障害の程度が<u>主務大 臣</u>が定める程度である者（以下「 特殊疾病者」という。）に係るも のに限る。） ク～ケ （略） (3)～(4) （略） 2 （略）	手帳等を係員に提示し確認を受けて 駐車場を使用するとき。 ア～カ （略） キ 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律（ 平成17年法律第123号。以下「障 害者総合支援法」という。）第22 条第8項に規定する障害福祉サー ビス受給者証（障害者総合支援法 第4条第1項の政令で定める特殊 の疾病による障害の程度が<u>厚生労 働大臣</u>が定める程度である者（以 下「特殊疾病者」という。）に係 るものに限る。） ク～ケ （略） (3)～(4) （略） 2 （略）
--	--

4 名古屋市女性会館条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(利用料金の減免) 第10条 条例第6条の規定により指定管 理者が利用料金を減免することができ る場合は、次のとおりとする。 (1)～(2) （略） (3) 次に掲げる手帳又は受給者証（以 下「手帳等」という。）のいずれか の交付を受けている者が乗車してい る普通自動車を駐車するため、当該	(利用料金の減免) 第10条 条例第6条の規定により指定管 理者が利用料金を減免することができ る場合は、次のとおりとする。 (1)～(2) （略） (3) 次に掲げる手帳又は受給者証（以 下「手帳等」という。）のいずれか の交付を受けている者が乗車してい る普通自動車を駐車するため、当該

手帳等を係員に提示し確認を受けて 駐車場を使用するとき。 ア～カ （略） キ 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律（ 平成17年法律第 123 号。以下「障 害者総合支援法」という。）第22 条第 8 項に規定する障害福祉サー ビス受給者証（障害者総合支援法 第 4 条第 1 項の政令で定める特殊 の疾病による障害の程度が<u>主務大 臣</u>が定める程度である者（以下「 特殊疾病者」という。）に係るも のに限る。） ク～ケ （略） (4)～(5) （略） 2 （略）	手帳等を係員に提示し確認を受けて 駐車場を使用するとき。 ア～カ （略） キ 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律（ 平成17年法律第 123 号。以下「障 害者総合支援法」という。）第22 条第 8 項に規定する障害福祉サー ビス受給者証（障害者総合支援法 第 4 条第 1 項の政令で定める特殊 の疾病による障害の程度が<u>厚生労 働大臣</u>が定める程度である者（以 下「特殊疾病者」という。）に係 るものに限る。） ク～ケ （略） (4)～(5) （略） 2 （略）
--	--

5 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(利用料金の減免) 第 9 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定 する教育委員会規則で定める者は、次 に掲げる手帳又は受給者証のいずれか の交付を受けている者とする。 (1)～(6) （略） (7) 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123 号。以下「障害者総	(利用料金の減免) 第 9 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定 する教育委員会規則で定める者は、次 に掲げる手帳又は受給者証のいずれか の交付を受けている者とする。 (1)～(6) （略） (7) 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123 号。以下「障害者総

合支援法」という。) 第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が<u>主務大臣</u>が定める程度である者(以下「特殊疾病者」という。)に係るものに限る。) (8)～(9) (略) 2 (略)	合支援法」という。) 第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が<u>厚生労働大臣</u>が定める程度である者(以下「特殊疾病者」という。)に係るものに限る。) (8)～(9) (略) 2 (略)
--	--